

森林の土地を取得したときは届出が必要です



森林の土地を取得したときには、所有者となった日から 90 日以内に『森林の土地の所有者届出書』を提出することが森林法で義務づけられています！！



※届出の対象箇所は、地域森林計画区域内となります。

→地域森林計画区域内かどうか分からぬ場合は、大分市林業水産課まで問い合わせていただければ、お調べいたします。(大分市内の土地に限ります。)

なぜ届出制度ができたの？

森林の所有者が分からぬと、

①行政が森林所有者に対して助言等ができない

②事業体が間伐等をする場合に所有者に働きかけて森林を集約化し効率を上げられない

ことから、森林の土地の所有者の把握を進めるため、平成 24 年 4 月から森林法に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制度が創設されました。

どのような場合に届出が必要なの？

個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要です。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出※を提出した場合には、森林の土地の所有者届出は不要です。

※国土利用計画法に基づき、次の面積以上の土地の売買契約をしたときは事後届出が必要です。

市街化区域:2,000 m² その他の都市計画区域:5,000 m² 都市計画区域外:10,000 m²

提出先は？

森林が所在する市町村です。

(※大分市の場合、大分市林業水産課まで！)

必要書類は？

・森林の土地の所有者届出書

・森林の土地の位置を示す図面

・土地の権利を取得したことが分かる書類(登記事項証明書、土地売買契約書、土地の権利書など)

届出しないとどうなるの？

届出をしない、又は虚偽の届出をしたときは、10 万円以下の過料が科されることがあります。

(森林法第 213 条)